



今回のテーマは **空家対策** です。

近年、人口の減少等の理由から全国的に**空家**が増え続けています。

適切な管理が行われていない**空家**が周辺地域の防災、衛生、景観等に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空家等の有効活用のための対応が必要となったことが背景となり、

平成27年5月26日に

**空家等対策の推進に関する特別措置法** が完全施行されました。

この法律により、  
**自治体による立ち入り調査**や  
**撤去・修繕等の命令**に従わない場合には  
**強制的な手段**をとることも可能となりました。



また今後**税制上の負担**も増えることとなります。

もし、遠方に住んでいて管理できない、高齢で管理できない、税金の負担増はイヤだという不安をお持ちの場合には一度ご相談ください。

当事務所では、**不動産の管理・売却を含む  
財産管理サービス**を提供しております。

**法律専門家の司法書士が面倒な売却手続きや  
不動産管理をサポートします。**



司法書士法人  
**F&Partners**

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階  
【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号 OCTビル3F  
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルテ1932-113

